

地区計画区域内における行為の届出に必要な書類及び流れ

●届出日について

工事着手予定日の30日以上前までに届出をして下さい(都市計画法58条の2第1項)

例)8/31 工事開始予定なら届出日 8/1 であれば OK

9/30 工事開始予定なら届出日 8/31 であれば OK

●必要書類について

①地区計画の届出1セット

	必要書類	備考
1	地区計画の区域内における行為の届出書	日野市ホームページからダウンロード可能
2	着手届	
3	同意書	
4	建築確認申請書類 1～6 面の写し	
5	委任状の写し	建築確認申請の委任状で構いません
6	案内図	
7	配置図	壁面から地区計画で規定されている境界線までの有効寸法の記載をお願いします(区画整理事業地内の従前地建築の場合は換地後の有効寸法も記載をお願いします)
8	求積図	
9	平面図	
10	立面図	最高高さ、最高軒高の記載をお願いします
11	土地登記簿謄本	既存不適格の場合に必要

土地区画整理事業中の地区計画の場合、下記12～14も必要になります

12	仮換地明細図	
13	仮換地重ね図	
14	仮換地指定証明書	従前地建築の場合は不要

②建築確認申請書の正本、副本(無くても届出可能です)

	必要書類	備考
1	建築確認申請書類 1～6 面の写し	地区計画の審査後、確認申請の1面、2～4の図面に検印してお返しします。検印された申請書が必要かどうかは審査機関によるため、確認のうえ、必要に応じて提出してください。
2	案内図	
3	配置図	
4	立面図	

●手続きの流れについて

地区計画の届出

審査目安 7日～10日

届出書の写し2部と検印した建築確認申請書をお渡しします

建築確認申請(建築指導課または指定確認検査機関へ提出)

●注意事項

- * ご不明な点につきましては、事前に相談してください。
- * 一定規模以上の建築物の建築は、地区計画届出の前にまちづくり条例に基づく事前協議が必要になります。
- * 郵送にて届出および受取りが可能です。郵送をご希望の際は、返信用封筒を同封のうえ、ご提出ください。なお、受付については**市役所に届いた日が受付日**となりますので、工事着手予定日はある程度の余裕を持って設定してください(審査期間も受付日から起算して7～10日になります)。
- * 届出書における道路に面する垣又はさくの構造については、設置しない場合「なし」、設置未定の場合「未定」と表記ください(空欄は×)。
- * 緑化率の指定がある地区については、配置図に緑化率の計算式および緑化(植栽等)の図示が必要です。
- * 擁壁面緑化の指定がある地区については、**道路に面する擁壁緑化**の図示が必要です。
- * 豊田南地区(店舗地区 A)には豊田駅南口周辺地区 地区まちづくり計画が定められています。まちづくり条例の開発事業の手続き(まちづくり条例の手続き対象とならない場合は、地区計画の届出)に先立ち、建築計画等の概要について、事前に豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会の意見を聞く必要があります。該当になる場合は都市計画課計画係まで事前にご相談ください。

●その他よくあるご質問

Q1.地区計画審査終了後、確認審査機関で図面や書類に訂正があった場合はどうすればいいですか？
A1.面積算定方法の単純なミスや図面の軽微な変更であれば、窓口で訂正及び差し替えを行っていただければ結構です。変更の届出書を提出いただく必要はありません。

Q2.意匠、色彩の制限の項目にある「刺激的な色彩を避け、落ち着いた色調とする」という文言について、何か基準となるような考えや規定はありますか？

A2.数値を細かく定めている地区計画(東平山三丁目)もありますが、基本的に細かい彩度やマンセル値の規定はありません。もし内容についてご不明な点があれば窓口でご相談ください。

Q3.二つの地区の区分にまたがっている土地なのですが、地区計画の制限はどちらが適用されるのでしょうか？

A3.項目によります。最低敷地面積、建築物の用途の制限についてはより面積が大きい方の制限が敷地全部に適用されます。一方で壁面後退、最高(最低)高さの規定はかかっている敷地ごとに制限が適用されます。

お問合せ (まちづくり部 都市計画課 計画係 TEL:042-514-8354)